

## 利用規約

さとこ整形外科 三浦内科 みちこ小児科クリニック・ピラティススタジオ（以下、本スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### キャンセルポリシー

- 開始時間から15分以内にご連絡がない場合はキャンセル扱いとなり、1回分の料金が消費されます。
- ご予約前日の18時まではキャンセル・日時/時間変更が可能です。それ以降のキャンセル・日時/時間変更は、1回分のチケットが消費されます。

### 月謝

- 月謝・月会費は前月の20日に指定のクレジットカードから自動引き落としとなります。（例：2月の月謝は1月20日に引き落としになります。）
- コースプラン：20日～月末までの入会は、入会日に翌月の月謝が引き落としとなります。
- 体験レッスン・回数券：チケット購入時にクレジット決済が実行されます。

### 休会

- 休会を希望される場合は、前月の19日までに当クリニックのweb予約システムにて手続きをお願いいたします。それ以降の手続きですと、自動引き落としが行われ、次月の休会が不可となりますのでご注意ください。休会は最大3ヶ月まで可能です。それ以降は自動復会となります。

### 退会

- 退会は翌々月から適用されます。
- 退会をご希望の場合は、前々月の19日までに、お電話もしくはレッスン担当者にお伝えください。（例：3月退会の場合は1月19日までに手続きを完了してください。）

### 注意事項

- レッスン中の怪我や事故、またはそれを原因とする後遺症・死亡等の損害については、当該損害が関係者による故意または重大な過失による場合を除き、自己責任となります。
- スタジオの設備、用具、備品を破損した場合は、当該破損した人が実費で全額弁償するものとします。
- 一度支払った入会金、月会費、月謝、チケット代等は、いかなる理由があろうとも返還しません。
- 月に1度もご利用がない場合でも、月会費・月謝の場合は料金が発生します。
- 休会期間終了後は、月謝引き落としの通知がなくても、自動的に月謝等の引き落としが再開されます。
- けが・疾患など体調に何か変化があった場合は必ずインストラクターに申し出てください。必要があれば医師の診察を事前にご案内することができます。

## 会員規約

### 第1条(管理・運営)

本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は さとこ整形外科 三浦内科 みちこ小児科クリニックおよび株式会社ジュネスが自由診療の一環として行います。

### 第2条(制度)

1. 本スタジオは月会費制・回数券制(併用可)とします。
2. 本スタジオの体験および入会を希望する者は、本規約を契約の内容とすることに合意します。

### 第3条(資格)

1. 本スタジオの入会資格は、以下のとおりとし、そのすべての条件に該当する方とします。
2. 本規約および「個人情報保護方針」に同意した方。
3. 申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できる方。
4. 医師等から運動等を禁止されていない方。
5. 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方。
6. 暴力団または反社会勢力に属しておらず、またはそれらに属する関係者に関わりを有さない方。
7. 未成年の場合は、親権者または未成年後見人の合意を得た上で入会可。

### 第4条(入会手続き)

1. 本スタジオに入会しようとする場合は、以下に定める手続きを行っていただきます。
2. 所定の問診票記載により、本規約および「個人情報保護方針」に同意した上で申込みを行っていただきます。
3. 本スタジオ利用は、事前に医師の診察を受けることが必要です。
4. 第9条に定める諸費用を本スタジオにお支払いいただきます。
5. 未成年の方が入会しようとする場合は、親権者または未成年後見人の合意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者または未成年後見人は、本規約に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第5条(変更手続き等)

1. 会員は、問診票に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
2. 本スタジオから会員への通知、連絡等は、会員から届出のあった最新の連絡先に対して行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

### 第6条(個人情報保護)

1. 本スタジオは、保有する会員の個人情報を、当スタジオが別途定める「個人情報保護方針」に従って管理します。

## 第7条(諸費用)

1. 会員は、本スタジオに対し、本スタジオが別途定める期日までに、別途定める諸費用(以下「諸費用」といいます)をお支払いいただきます。
2. 一旦納入した諸費用は、理由の如何を問わず返還できません。

## 第8条(会員資格の取得)

1. 第4条の入会手続きが完了し、入会金のお支払いが確認できた時点で、会員資格を取得するものとします。

## 第9条(会員資格の相続・譲渡)

1. 本スタジオの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本スタジオの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

## 第10条(休会)

1. 定額プランをご契約の方で休会を希望する場合は、その希望月の前月19日までに手続きを行うものとします。休会期間は最大3ヶ月間とし、自動復帰となります。

## 第11条(退会)

1. 退会を希望する場合は、その希望月の2ヶ月前の19日までにクリニックにて手続きを行うものとします。その際、会費等の未納金がある場合には直ちにこれらを精算するものとします。
2. 本条1項の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、本スタジオの利用がなくとも通常の会費等が発生します。

## 第12条(施設内諸規則の遵守)

1. 会員は、諸施設の利用にあたり、本規約および施設内の諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

## 第13条(禁止行為)

1. 会員は、諸施設において次の行為をしてはいけません。
  1. 他の会員またはスタッフに対する暴力行為やセクハラ。
  2. 騒音や迷惑行為、施設内での喫煙や飲食。
  3. 許可なく施設内の写真や動画を撮影すること。
  4. 指定された場所以外でのトレーニングや器具の不適切な使用。

## 第14条(規約の変更)

1. 本規約は、必要に応じて変更されることがあります。変更後の規約は、スタジオ内に掲示することにより効力を有します。会員は、変更後の規約に同意するものとします。

## 第15条(免責)

1. 会員は、パーソナルトレーナーの有無に関わらず、自己の責任と危険負担において本スタジオの施設を利用するものとします。
2. 会員が本スタジオの諸施設の利用中に生じた盗難、怪我その他の事故、会員自身が受けた損害について、本ジムは、故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、本スタジオは一切関与しません。
4. 各自が管理・保管する持ち物の盗難・紛失等について、本スタジオは一切の損害賠償の責を負いません。

#### 第16条(除名)

1. 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。
2. 月会費等その他の支払いを3ヶ月間滞納したとき。
3. 本規約またはその他会社が定めた事項に反する行為があったとき。
4. 本スタジオ内で物品販売、政治活動、署名活動、勧誘等の営利行為を行ったとき。
5. その他会員として相応しくないと当クリニックが認めたとき。
6. 本スタジオが本条に基づき、会員の会員資格を除名したとき、除名日の属する月の月謝・月会費等の利用料は返還しません。

#### 第17条(予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更は、予約前日18時までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルについては、レッスン料金の100%または1回分のレッスンが消化されるものとします。
2. 本スタジオ側の都合や本スタジオ判断による予約の変更は、この限りではありません。

#### 第18条(施設の閉鎖・休業および解散)

1. 本スタジオは、原則として本クリニックの設定した日を定休日及び季節休業とします。次の各号に該当する場合、諸施設の全部または一部を閉鎖、休業、または本スタジオを解散することができます(以下「閉鎖等」といいます)。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に告知します。ただし、閉鎖等により会員の会費支払義務その他の債務および責任が軽減または免除されることはありません、また、クリニックは会員に対して特別の補償または賠償を一切行いません。
2. 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと判断したとき。
3. 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
4. 定期休業によるとき。
5. 事業譲渡その他本スタジオの運営事業の承継、本スタジオの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

#### 第19条(諸費用の変更および運営システムの変更)

1. 本スタジオは、会員が負担すべき諸費用について、本スタジオが必要と判断したときは変更することができます。
2. 本スタジオは、施設運営システムを、本スタジオが必要と判断したときは変更することができます。
3. 前二項の場合、本スタジオは1週間前までに会員にこれを告知します。

#### 第20条(本規約等の改訂)

1. 本スタジオは、本規約および施設内諸規則の改訂を行うことができます。改訂を実施する場合は、改訂の1週間前までに告知し、改訂後の本規約および施設内諸規則は全会員に適用されるものとします。

#### 第21条(管轄の合意)

1. 本規約および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じた場合、丸亀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

本規約は2026年1月1日より施行します